

# 児童手当のご案内

お手続きは、本庁子育て応援課又は各事務所市民窓口課へ

## 1. 支給対象者

淡路市に住民登録があり0歳から高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの児童\*1を養育している方

\*1児童とは・・・日本国内に住所がある(留学中の場合を除く)児童

## 2. 支給額

児童の年齢	支給金額(月額)	備考
3歳未満	15,000円/1人	第3子目以降は 30,000円/1人
3歳以上 高校生年代まで	10,000円/1人	

### 第3子以降とは？

※児童及び児童の兄弟等のうち、年齢が上の子から数えて3番目以降の子のことをいいます。  
※児童のカウントは、18歳の誕生日後の最初の3月31日を経過した後の22歳の最初の3月31日までの間にあって親等に経済的負担のある児童です。

## 3. 支給時期

支払予定日	対象期間
4月10日	2月・3月
6月10日	4月・5月
8月10日	6月・7月
10月10日	8月・9月
12月10日	10月・11月
2月10日	12月・1月

### 支給されるタイミング

(例) 5月生まれの児童で、期日までに申請ができている場合、6月分から児童手当の支給対象です。  
そのため初回は6月と7月分の2か月分を、合わせて8月10日に振込みとなります。

※10日が土日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関営業日となります。

※振込みをお知らせする「支払通知書」はお送りしていませんので、口座の明細などをご確認ください。

## 4. 手続き方法

所得が高くても手当がなくなることはありませんが、原則請求者は恒常的に収入・所得が高い方になります。

【ただし以下の場合には、以下のルールが適用されます】

- ・父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。  
※申立書等の提出が必要です。
- ・父母が海外に住んでいてその父母が日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
- ・児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- ・児童が施設に入所している、里親などに委託されている場合は、原則としてその施設の設置者や里親などに支給します。

### ●認定請求

児童が生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」の提出が必要です。

#### 【必要な書類】

- 振込を希望される請求者名義の通帳・キャッシュカード等の写し
- 請求者・配偶者の通知カード・マイナンバーカード(個人番号が確認できる書類)  
※紛失等により番号が不明な場合は、住民票(個人番号入り)で確認することができます。

#### 【児童と住民基本台帳上、別居している場合】

上記の書類に加えて、下記の書類の提出が必要です。

- 別居監護申立書
- 児童の個人番号が確認できる書類

#### 【個人番号検索により下記の情報が不明な場合は以下の書類の提出をお願いします】

請求者の保険証もしくは、医療保険の加入情報がわかるものをご提出ください。  
請求者と配偶者の所得証明書



## 公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。就職(退職)日の、翌日から15日以内に子育て応援課と勤務先に届出・申請が必要です。

## 申請は、出生や転入から15日以内に

手当は、**申請した月の翌月分**から対象(支給)となります。

異動日（児童の誕生日、他市町村での転出予定日、公務員の退職日等）の翌日から15日以内に申請を行ってください。ただし、異動日が月末に近い場合、異動日の翌日から起算して15日以内に申請をしたときは、異動日の属する月に手当の申請をしたものとして受理されます。



遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください



## 以下の1～5に該当するときは、お手続きが必要です

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 3歳未満の児童がいるご家庭の方で加入年金（保険証）が変わったとき
3. 申請時、離婚協議中で、離婚が成立したとき
4. 他の市区町村や海外に転出するとき
5. 請求者の方が公務員になったとき（公務員は所属長から支給されますので切り替えの手続きが必要です） など

## その他のお手続きについて

場面	内容	注意事項
第2子以降の児童が出生したとき	【提出が必要なもの】 ・額改定請求書	個人番号検索により医療保険の加入情報が不明だった場合は、保険証または加入情報のわかるものの提出が必要になります。
現況届（毎年6月に提出）	毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。対象の方（児童と住民基本台帳上別居している、離婚協議中等）には毎年5月末に案内を送付します。	未提出の場合、手当が止まるので必ず提出してください。
手当の振込先口座を変更したいとき	支払金融機関変更届を記入し窓口に提出していただくか、下記QRコードよりお手続きください。 	児童や配偶者名義の口座には変更できません。
高校卒業後(18歳年度末)経過後も「第3子以降」として加算対象とするとき	高校卒業後（18歳年度末）から22歳に到達した年度末までの児童に児童の親等に経済的負担（送りや家賃負担等）がある場合、加算対象となりますのでお手続きください。 【提出が必要なもの】 ・額改定請求書 ・監護相当・生計費の負担についての確認書	第3子以降として加算を受けていた児童の兄姉等に対して経済的負担がなくなった場合もお手続きが必要です。 手当は、経済的負担があった月分までの支給となります。

変更があった場合は、手続きが必要となることがございます。淡路市のホームページで詳しく紹介しておりますのでQRコードからご確認ください。



ご不明な点やお手続きについては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

淡路市役所 子育て応援課

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

直通電話番号：0799-64-2134 ※祝日を除く平日 8:30～17:15

